

三次市立十日市小・中学校改築工事基本・実施設計業務
特記仕様書（案）

I 業務概要

1 業務名称 : 三次市立十日市小・中学校改築工事基本・実施設計業務

2 計画施設概要

- (1) 施設名称 : 三次市立十日市小学校及び三次市立十日市中学校
(2) 敷地の場所 : 三次市十日市中四丁目 9 番 1 号及び三次市十日市中四丁目 2 番 2 号
(3) 施設用途 : 小学校 中学校
令和 6 年国土交通省告示第 8 号別添二 第七号 第 1 類とする。

3 設計と条件

(1) 敷地の条件

- a. 敷地の面積 : 約 31,500 m²
(新校舎を建設する敷地の面積は約 17,800 m²)
b. 用途地域及び地区の指定 : 非線引き都市計画区域
第 1 種住居地域 (建蔽率 60%, 容積率 200%)
近隣商業地域 (建蔽率 80%, 容積率 300%)
法 22 条区域
宅地造成等工事規制区域

(2) 施設の条件

- a. 施設の規模等 : 約 10,500 m²
b. 主要構造 : 指定なし
c. 耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 (平成 25 年 3 月 29 日 国営計第 126 号、国営整第 198 号、国営設第 135 号) による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

- 1) 構造体 II 類
2) 建築非構造部材 B 類
3) 建築設備 乙 類
d. 省エネルギー性能 : ZEB Ready 以上

(3) 建設の条件

建設工期 (予定) : 令和 9 年 1 月～令和 10 年 12 月

(4) 設計方針 (留意事項、基本コンセプト等 その他計画書によるもの)

「三次市立十日市小・中学校等改築基本構想・基本計画」に基づく施設設計を行う

(5) 履行期間

契約の日の翌日～令和 9 年 2 月 26 日

調理場の解体設計数量は令和 7 年 10 月 31 日までに提出すること。

新校舎の実施設計は令和 8 年 8 月 14 日までに完了すること。

II 業務仕様

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（令和 6 年 3 月 26 日 国営整第 213 号）（以下「共通仕様書」という。）」による。

1 特記仕様書の適用

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載された特記事項については「◎」印が付いたものを適用する。「◎」印が付かない場合は、「＊」印を適用する。「◎」印と「＊」印が付いた場合は共に適用する。

2 特記仕様書における読替え等

(1) 共通仕様書中、「調査職員」とあるのは特記仕様書では「監督員」と、「検査職員」とあるのは特記仕様書では「検査員」と読み替えるものとする。

(2) 共通仕様書 3. 2 設計方針の策定等の 1. の（ ）内は、「告示別添一第 1 項第一号イに掲げる概略設計方針の策定に限る」とする。

3 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

a. 基本設計業務

- ◎建築（総合）基本設計に関する標準業務
- ◎建築（構造）基本設計に関する標準業務
- ◎電気設備基本設計に関する標準業務
- ◎機械設備基本設計に関する標準業務
- ◎備品に関するプランニング

b. 実施設計業務

- ◎建築（総合）実施設計に関する標準業務
- ◎建築（構造）実施設計に関する標準業務
- ◎外構計画実施設計に関する標準業務
- ◎電気設備実施設計に関する標準業務
- ◎機械設備実施設計に関する標準業務
- ◎備品計画に関すること

一般業務の内容には、委託業務の履行にあたり、設計内容の説明等に用いる資料等の作成（簡易な透視図、日影図、コスト縮減資料及び各種技術資料を含む）及び委託業務の対象となる工事の実施に当り法令上必要となる、各種の申請に用いる資料の作成や申請手続き業務（複雑なものを除く。）を含むものとする。

(2) 追加業務の内容及び範囲

- ◎ 積算業務（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積り徴取、見積検討資料の作成）
- ◎ 計画通知 又は建築確認申請（建築基準関係規定（みなし規定を含む。）等に係る法令・条例に関する許認可等を含む。）に関する手続及びこれに付随する詳細協議（関係機

関との打合せ、申請図書及び書類の作成、指摘事項への対応（質疑応答、書類の修正等）等は一般業務に含まれる。）

- ◎ 各種法令・条例（建築基準関係規定（みなし規定を含む。）に係る法令・条例を除く。）に関する事前協議、申請図書及び資料の作成、手続及びこれに付随する詳細協議関係法令等に基づく必要な各種申請手続き業務

BELS 申請、開発許可、一定の規模以上の土地の形質の変更届（土壤汚染対策法）、埋蔵文化財確認

- ◎ 概略工事工程表の作成
- ◎ 住民との協議に使用する資料の作成（ 10 回程度。 ）
- ◎ ボーリング調査業務
- ◎ 電波障害調査
- ◎ 既存建物の解体工事実施設計及び積算業務
- ◎ 解体工事の事前調査結果報告書の作成に係る業務
- ◎ 次に示す内容と関係者の意見聴取・合意形成支援業務（資料作成、会議の実施・運営、議事録作成、ニュース等の作成を含む。具体的な開催方法については、プロポーザル方式の手続において提出された技術提案の内容を受けて決定するものとする。）

施設の使い方・使い勝手 【関係者】学校関係者

地域連携時の使い方 【関係者】学校関係者、住民

通学路及び周辺環境への影響（検討範囲はプロポーザル実施要領に示す範囲）【関係者】住民、道路管理者、警察

* 各種申請において、申請手数料を要する場合、費用は受注者の負担とする。

(3) 特別経費について

特別経費として以下のものを見込んでいる。

- ◎ R I B C 2 の使用料

（一財）建築コスト管理研究所の営繕積算システム（R I B C 2）の内訳書作成システムの使用料

- ◎ 建築確認申請手数料
- ◎ 構造計算適合性判定申請手数料
- ◎ 省エネ適合性判定に係る手数料
- ◎ 石綿含有建材の分析調査に係る費用
- ◎ B E L S 認証評価料

4 業務の実施

(1) 一般事項

基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。

実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。

積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。

(2) 適用基準等

設計にあたっては、建築基準法その他関係法令並びにこれに基づく条例規則等の規定を適用する。その他の適用に当っては下記の基準を参考にし、特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

a. 共 通

- ◎ 官庁施設の基本的性能基準（最新版）
- ◎ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（最新版）
- ◎ 公共建築工事積算基準（最新版）
- ◎ 公共建築工事共通費積算基準（最新版）
- ・ 官庁営繕事業における BIM モデルの作成及び利用に関するガイドライン（国土交通省）

b. 建 築

- ◎ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ◎ 建築構造設計基準（最新版）
- ◎ 建築工事標準詳細図（最新版）

c. 建築積算

- ◎ 公共建築数量積算基準（最新版）
- ◎ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）（最新版）

d. 設 備

- ◎ 建築設備計画基準（最新版）
- ◎ 建築設備設計基準（最新版）
- ◎ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）
- ◎ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（最新版）
- ◎ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）
- ◎ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（最新版）
- ・ 排水再利用・雨水利用システム計画基準（最新版）

e. 設備積算

- ◎ 公共建築設備数量積算基準（最新版）
- ◎ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）（最新版）

f. 土 木

- ◎ 広島県設計業務等共通仕様書

(3) 業務計画書（業務組織計画表）

業務計画書として、次の内容を記載した業務組織計画表を「委任（下請負）承諾願」に添付し、提出すること。（共通仕様書第3章 3. 5の規定は適用しない。）

- a. 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、経験年数等
- b. 各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、経験年数等
- c. 担当技術者の分担業務分野、所属、氏名、生年月日、保有資格、経験年数等
- d. 協力事務所の名称、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容
- e. 分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者の氏名・生年月

日・所属・役職・保有資格・経験年数等（建築、構造、電気及び機械以外に分担業務分野がある場合）

f. 緊急連絡先

g. その他

(4) 配置する技術者に要求される資格

a. 「建築設計業務等委託契約約款」第14条に基づく管理技術者（以下「管理技術者」という。）1名を配置することとし、当該技術者は一級建築士であること。

b. 管理技術者は、手持ちの業務量が当該業務の外に、件数で10件以上又は業務量総額が4億円（税込みとする。以下業務量について同じ。）を超える者を配置しないこと。

手持ちの業務量とは、指名通知日現在管理技術者が担当している受託金額500万円以上の業務（本業務を含まず、特定後未契約の業務を含む。）を言い、民間工事の設計業務を含む。

c. 管理技術者の下に、次表の分担業務分野に示す主任担当技術者を各1名配置すること。なお、管理技術者と各主任担当技術者は、兼務していないこと。

また、主任担当技術者は他の分担業務分野の主任担当技術者を兼務していないこと。

分担業務分野	業務内容
総合	建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造、設備に関する設計をとりまとめる
構造	設計建築物の構造に関する設計
電気	建築物の電気設備、昇降機等に関する設計
機械	建築物の給排水衛生設備、空調換気設備等に関する設計

注) 主任担当技術者とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者としてします。

d. 管理技術者は参加表明者の組織に所属していること。総合の分担業務分野を担当する主任担当技術者は、参加表明者の組織に所属していること。

(5) 貸与資料等

a. 既存設計図書等

◎既存建築物設計図書一式

b. 既存資料

◎3D都市モデルデータ

◎地形測量データ

(6) 地元関係者等への説明、交渉等

・ 本業務の実施に伴い（ ）等で構成する協議会等を設置する。協議会等の運営は受注者が行う。

・ 受注者は、発注者が行う地元関係者等への説明、検討会等の際同席をし、資料作成等、これに協力する。なお、この会議は、業務期間の内 回程度を予定している。

(7) 設計に際しての基本方針

設計に際しては、監督員と十分な連絡調整を行い、設計条件の明確化を図るものとし、次

の点に留意すること。

- a. 地盤、構造体、仕上げ及び機器の安全性
- b. 設計施設と周辺環境との調和
- c. 使用上の利便
- d. 経済性、維持管理の容易性及び各種設備更新時の検討
- e. 工事の安全性及び公衆災害の防止
- f. 条件明示（原則として特記仕様書（施工条件）に記入すること）
- g. 分別解体の適正化（物品、作業種別、有害物質の有無を明示した処理表を含む仕様書を作成すること）

（８）協力業者（下請け業者）との契約について

協力業者（下請け業者）との契約に当たっては、令和６年国土交通省告示第８号によって示された構造及び設備の報酬基準を参考に、設計品質を確保する上で必要な報酬額で契約するよう努めること。

また、第三者に再委託する場合に、発注者の承諾を得なくてもよい簡易な業務は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く。）、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成に限る。

（９）その他

- １．解体工事の設計に際しては、石綿含有建材の使用状況（石綿含有の有無等）を調査し、解体等工事の事前調査結果報告書を提出すること。
- ２．解体工事の設計に際しては、特別管理産業廃棄物等（ＰＣＢを含む機器類、ＰＣＢ含有シーリング材、廃油、廃酸・廃アルカリ、フロン・ハロン、イオン化式感知器、六ふっ化硫黄ガス等（廃石綿は除く。))の有害物質の有無について調査を行うこと。
- ３．工事発注区分（解体撤去工事、建築工事、電気設備工事、機械設備工事）に従って図面及び内訳書等を分けて作成すること。

５．成果物、提出部数等

（１）基本設計

成 果 物	規格及び部数	備考
⊙ 建築（総合）基本設計図書	３部	A3製本
⊙ 建築（構造）基本設計図書	３部	A3製本
⊙ 電気設備基本設計図書	３部	A3製本
⊙ 機械設備基本設計図書	３部	A3製本
・ 透視図	カット	
・ 模型	一式	
・ リサイクル計画書	１部	
⊙ 電子成果品	１部	電子メディア
・ コスト縮減中間報告書	１部	
⊙ 各種技術資料	１部	

① 業務打合せ簿・打合せ記録簿	1 部	
・ 建築物総合環境性能評価システム (CASBEE) 目標値報告書	1 部	
・ 熱源コスト比較表	1 部	電子メディア

(2) 実施設計

成 果 物	規格及び部数	備考
① 建築（総合）設計図	1 部	
① 建築（構造）設計図	1 部	
① 電気設備設計図	1 部	
① 機械設備設計図	1 部	
① 構造計算書	1 部（A4版製本）	ALC外壁パネル工事，屋根工事等については，建築基準法に基づく風速等に応じた標準的な工法検討及び詳細図の作成まで含む。
① 電気設備設計計算書	1 部	
① 機械設備設計計算書	1 部	
① 昇降機設備設計計算書	1 部	
① 電子成果品	1 部	電子メディアにて提出
① 積算数量算出書（数量調書含む）	1 部	
① 工事内訳書	1 部	原則 金額入り EXCELデータ及び，RIBC2データ作成
① 備品リスト	1 部	金額入り 電子データ共
① 内訳書単価根拠資料（単価比較表，見積書，使用機器・材料カタログ等）	1 部	単価比較表については RIBC2データ作成
・ 営繕工事積算チェックリスト	1 部	
① 関係法令等に基づく必要な各種申請図書（計画通知図書等）	必要部数	手続きを含み，確認申請書については申請書および確認済証を P D F データで提出すること。
① 省エネルギー関係計算書	1 部	
・ 建築物環境性能評価システム (CASBEE) による計算書	1 部	
・ リサイクル計画書	1 部	
① 概略工事工程表	1 部	
・ コスト縮減報告書	1 部	電子データ共
・ 防災計画書	1 部	
・ 環境配慮システムチェック表	1 部	
① テレビ電波障害調査報告書	1 部	測定結果一覧表，調査所見，測定写真，受信障害予想地域図，住宅地域図等を添付

① 廃石綿等、PCB分析報告書	1 部	
① 各種技術資料	1 部	必要に応じて提出すること。
① 透視図	3 カット	外観 1 枚 内観 2 枚
・ 透視図の写真	各 枚	カラー キャビネサイズ
・ 模型	一式	
・ 模型の写真	各 枚	カラー キャビネサイズ
① 広報説明用資料（デフォルメ化した説明用図面を含む）	1 部	デフォルメ図面のレイアウト、カラー等は調査職員と協議の上決定（電子データ共）
① 業務打合せ簿・打合せ記録簿	1 部	官公署との設計協議書及び協議記録簿等を含む
① 現況写真及び現地調査資料	1 部	A 4 版製本 写真及び画像データ共
① 設計図二つ折り製本	3 部	A3二つ折り A4版製本各3部（建築、電気、機械、解体）
① 閲覧用PDFデータ	1 部	設計図のPDFデータ（建築、電気、機械、厨房）CD-R
① 見積依頼先名簿届	1 部	必要に応じて指定様式で提出すること。
① 貸与品借用（返納書）	1 部	必要に応じて指定様式で提出すること。
① 意見徴取・合意形成支援のとりまとめ報告書	1 部	A 4 版製本 写真及び画像データ共
提出を要する事務書類	部数	備考
* 管理技術者選任（変更）通知書	1 部	管理技術者と受注者との雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付免許・資格については証する写しを添付。
* 誓約書	1 部	管理技術者の兼務制限について
* 業務工程表	2 部	
* 期間別業務履行報告書	毎回 1 部	期間内に作成した図面を添付 提出回数及び提出日は毎月 1 回で、月末日とする。
* 委任（下請負）承諾願	2 部	業務組織計画表を添付。
* 委託業務完了通知書	1 部	

（注）：建築（構造）、電気設備及び機械設備の成果物は、建築（総合）設計の成果物の中に含むことができる。

：成果物は監督職員の指示により製本とする。

：提出された資料・データ等については、建築設計業務等委託契約約款第 8 条第 1 項の規定の範囲内で使用することがある。